

こども計画の策定について

こども家庭部 こども若者政策課

令和5年4月1日、次代の社会を担うすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」が施行された。

1. こども大綱（こども基本法第9条）

こども基本法の基本的施策の一つとして、こども大綱（こども政策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱）の策定が国に義務付けられた。

こども大綱はこども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ一元化されることとなった。

2. 市町村こども計画（こども基本法第10条）

市町村はこども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画策定に努めることとされている。

また、市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・市町村こども若者計画（こども・若者育成支援推進法第9条）
- ・子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・こども・子育て支援法に基づくこども・子育て支援事業計画

3. こども等の意見の反映（こども基本法第11条）

こども施策の策定、実施、評価をするにあたっては、施策の対象となるこどもや、こどもを養育する者、その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることと定められている。

参考：こども基本法（抜粋）

第9条

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

第10条第2項

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第10条第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

I ライフ ステージ を通した 施策	1 子ども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進	施策1-① 学校等で 子どもの権利に関する教育プログラムの導入 施策1-② 子どもや若者、教育者等に権利に関する情報の提供 施策1-③ ワークショップやセミナーを開催し、権利知識を深める機会を提供 施策1-④ 子ども・若者の権利をテーマに活動する学生団体や地域団体の支援 施策1-⑤ 配慮が必要な場合を含め、子ども・若者、子育て当事者及び支援者が、安心して意見を表明でき、施策に反映するための、多様で実効的な仕組みづくり 施策1-⑥ 子どもの権利擁護・意識の醸成
	2 心身の健やかな成長を支える子どもまんなか社会の実現	施策2-① 子どもの安全・安心、健康で文化的な最低限度の生活の保証 施策2-② 子どもの地域・社会への参画の機会の充実 施策2-③ 子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実と、支え手の育成 施策2-④ 教育・保育の質の向上と支え手の育成 施策2-⑤ 地域で子どもを育てる意識醸成の推進、すべての子どもの社会参加の保証 施策2-⑥ 自分らしさを大切にす社会の推進
	3 健康の確保及び増進に向けた出生前からの切れ目のない支援	施策3-① 子どもと家族の健康の確保 施策3-② 小児・思春期・精神科、在宅医療の推進
	4 子ども貧困対策の推進、教育・生活の安定	施策4-① 困難を抱える子どもの生活の安定に資するための支援 施策4-② 学習・就学・修学支援などと経済的負担の軽減 施策4-③ 生活支援の強化と子どもの自立支援の推進 施策4-④ 子どもの貧困支援に携わる団体・企業の協働の場の作成・支援
	5 保護や支援を必要とする子ども・若者（障がい、外国籍、被虐待児、等）、及びその家族へのきめ細かな途切れの無い対応	施策5-① 社会参加の促進と支援者の支援 施策5-② 経済的・専門的支援施策などの充実 施策5-③ 関係機関や教育・医療・福祉・や地域との連携強化 施策5-④ 日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の場の充実 施策5-⑤ 児童虐待防止対策等の強化と孤立しない子育ての仕組みづくりと支援者の育成 施策5-⑥ 社会的擁護体制の充実 施策5-⑦ ヤングケアラー対策の推進 施策5-⑧ ケアが必要な子どもたちの居場所の充実と家族支援
	6 子ども・若者の安全の確保	施策6-① 有害環境対策の推進 施策6-② メディア暴露対策、メディアリテラシー教育の推進 施策6-③ 早期発見・早期対応できる相談・連携体制の整備
II ライフ ステージ 別の 施策	1 子どもの誕生前から幼児期まで	施策1-① 安心して妊娠出産できる体制の整備 施策1-② 乳幼児期から就学移行までの子どもの育ちにあっ変わる支援の充実
	2 学童期・思春期	施策2-① 安全・安心な質の高い学校教育等の推進 施策2-② こ幼保・療育機関と小中高校の連携 施策2-③ 成長と活動の場と機会の充実（子どもの居場所づくりの推進） 施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進 施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備 施策2-⑥ 子どもの居場所づくりの推進と民間の子ども支援機関へのバックアップ
	3、青年期	施策3-① 自分らしく幸福を追求する若者へのニーズに応じた支援の充実（結婚・妊娠・出産などを希望する若者への支援を含む） 施策3-② 若者の交流と活動の推進、安全な居場所づくり 施策3-③ 生きづらさを抱えた若者の支援 施策3-④ 若者が地域で力を発揮できる環境づくり 施策3-⑤ 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援
III 子育 て 関 する 当 事 者 へ の 支 援	1 子育てや教育、保育に関する経済的負担の軽減	施策1-① 子どもの育ちを支える経済支援
	2 地域子育て支援、家庭教育支援	施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭の教育力工場支援の推進
	3 共働き、共育での推進、家族全員の家事・子育てへの主体的参画促進	施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備 施策3-② 子育て家庭の多様なニーズに対応した支援策の充実
	4 ひとり親家庭への支援	施策4-① 子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実 施策4-② 子育てや就労などの横断的な情報提供・相談機能の充実 施策4-③ 子どもの生活安定に向けた支援の充実 施策4-④ 将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実